整理番号

D－4－5　　913

標 題 名

農薬主任官打合会資料

著 者 名

発行者名

大日本農会

発 行 年

昭和２２

製作年月

平成２９年３月

寄贈図書
遠上章氏

昭和二十二年六月十日
十一日

農藥主任官打合會資料

全國農業會東海北陸支部

植物防疫資料館図書之印

打合事項

一、農藥情勢報告の件、
二、農藥統制規則に關する件、
三、農藥講習會に關する件、
四、各縣病害虫防除計画に關する件、
五、農藥檢査實施要綱に關する件、
六、其の他、

打合資料

一、農藥割當表（昭和二十一年度）
二、農藥出荷バランス表
（五月三十一日現在）
三、指定農業藥劑配給制度実施に伴い
指導方針（案）
四、指定農業藥劑配給實施要綱（案）
五、農林省認定農業藥劑一覽表
（第一回分）

農藥割當表（昭和二十一年度）

品名	富山	石川	岐阜	愛知	三重	靜岡	合計
砒酸鉛	7,000	6,000	11,000	26,000	8,000	39,000	97,000
砒酸石灰	21,000	21,000	24,000	36,000	12,000	58,000	172,000
硫酸銅	160,000	30,000	90,000	150,000	75,000	360,000	865,000
銅製剤一號	1,300		5,000	10,000	5,000	20,000	41,300
二號	29,000	24,000	21,000	37,000	9,000	33,000	153,000
三號	200	1,000	7,000	5,000	5,000	10,000	28,200
砒酸鉄	2,000	5,000	2,000		1,000	7,000	17,000
デリス粉	1,200	1,300		2,000		3,000	7,500
除虫菊粉	5,500	3,500	1,500	19,000	13,000	32,450	74,950
除虫菊乳剤 1.5	3,000	2,000	5,000	9,500		5,500	25,000
除虫菊乳剤 3.0	2,000	1,000	1,000	2,000	2,000	17,000	25,000
粉煙草	18,000	198,000	11,000	46,000	51,000	60,000	384,000
クロールピクリン	6,743	4,600	4,500	10,100	5,388	9,010	40,341

ホルマリン	4,500	1,000	31,500	29,000	14,500	11,000	91,500
水銀散剤一號	3,293	5,179	4,747	18,567	6,129	10,938	48,853
〃 二號	600	200	300	4,100	1,500	2,000	8,700
粉末ソーダ合剤				75		150	225
農用石鹸	19,000	4,000	13,000	16,000	6,000	67,000	115,000
油脂展着剤	7,000	7,500	5,000	7,000	5,500	8,500	40,500
ヤシ油展着剤	2,500	2,000	2,000	3,500	1,500	5,500	17,000
粉末硫黄			10,000	20,000	5,000	12,000	47,000
精練硫黄						300,000	300,000
硫酸亜鉛					2,000	30,050	32,050
水和硫黄剤	30,000	30,000	10,000	-10,000	5,000	5,000	90,000
エステル展着剤	7,000	1,000	1,000	2,000	3,000	3,000	17,000
除虫菊エステル乳剤				8,000		16,000	24,000
硫酸マンガン						2,000	2,000
硫酸ニコチン						300	300

農薬出荷バランス表（五月三十一日現在）

品名	期間	富山		石川		岐阜		愛知		三重		静岡	
		割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷
硫酸鉛	4～6					5,000	5,000	7,000	7,000	3,000	3,000	6,000	6,000
	7～9	1,000	1,000	1,000	1,000			6,000	6,000	1,000	1,000	4,000	4,000
	10～12	2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	3,000	5,000	4,000	2,000	2,000	8,000	8,000
	1～3	4,000		3,000		3,000		8,000		2,000		21,000	
硫酸古灰	4～6	12,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000			13,000	13,000
	7～9					2,000	2,000	17,000	17,000	2,000	2,000	18,000	18,000
	10～12	9,000	9,000	6,000	6,000	7,000	7,000	9,000	9,000	5,000	5,000	20,000	20,000
	1～3			5,000		5,000		5,000		5,000		7,000	
固形石灰	4～6	1,000	1,000			7,000	7,000	6,000	6,000				
	7～9	4,000	4,000	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	3,000	2,000	2,000	25,000	25,000
	10～12	3,000	3,000	2,000	2,000	4,000	4,000	5,000	5,000	3,000	3,000	21,000	21,000
	1～3	1,000		1,000	1,000	1,000		2,000	1,700	1,000		21,000	

デリス粉	4～6	1,200	1,200	1,300	1,300								
	7～9							2,000	2,000			3,000	3,000
硫酸銅	4～6	50,000	50,000			30,000	30,000	40,000	40,000	3,000	3,000	80,000	80,000
	7～9	40,000		30,000	打切	30,000	32,000	40,000	40,000	15,000	15,000	100,000	打切
	10～12	50,000	打切			30,000	打切	40,000	打切	30,000	打切	130,000	打切
	1～3	20,000						30,000				50,000	
銅製剤一号	4～6					5,000	5,000					15,000	15,000
	1～3	1,300						10,000		5,000		5,000	
銅製剤二号	4～6							17,000	17,000				
	7～9	19,000	19,000	15,000	15,000	14,000	14,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	10～12	10,000	10,000	9,000	9,000	7,000	7,000	10,000	10,000	7,000	7,000	13,000	13,000
銅製剤三号	4～6			1,000	1,000	7,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000
	10～12	200											
除虫菊粉	4～6	4,000	4,000	2,000	2,000			10,000	10,000	7,000	7,000	15,000	15,000
	7～9							6,000	6,000	4,000	4,000	12,450	12,450
	1～3	1,500		1,500		1,500		2,000		2,000		5,000	

品名	期間	富山		石川		岐阜		愛知		三重		静岡	
		割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷	割当	出荷
除虫菊乳剤(1.5)	4～6					4,000	4,000	5,000	5,000			2,000	2,000
	7～9	3,000	3,000	2,000	2,000	1,000	1,000						
	1～3							4,500				3,500	
除虫菊乳剤(3)	7～9											5,000	5,000
	1～3	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,040	2,000		2,000		12,000	3,000
油脂展着剤	4～6			7,000	7,000	4,000	4,000	6,000	6,000	4,000	4,000	3,000	3,000
	10～12	5,500	5,000									3,500	3,500
	1～3	1,500		500	500	1,000	1,014	1,000	1,014	1,500		2,000	
ホルマリン	4～6	1,000	1,000	1,000	1,000	17,000	打切	18,000	打切	12,000	12,000	4,000	打切
	7～9	1,000	打切										
	10～12	1,500	打切					2,000	打切	1,000	打切	3,000	打切
	1～3	1,000	打切			14,500	打切	9,000	打切	1,500	打切	4,000	4,000
粉末硫黄	4～6					10,000	10,000	10,000	10,000			2,000	2,000
	10～12							10,000	打切	5,000	打切	10,000	打切

硫黄亜鉛	4～6										2,000	500	30,000	30,000
	10～12											1,500	50	打切
水和硫黄剤	4～6	30,000	30,000	30,000	30,000	10,000	10,000	10,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
椰子油展着剤	7～9	2,000	2,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,000	2,500	2,500	
	10～12	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	1～3								1,500			2,500		
水銀製剤 壱號	4～6	300	300					500	500	800	800	700	700	
	7～9	800	800	3,270	3,270	1,480	1,480	5,970	5,970	2,000	2,000	1,500	1,500	
	10～12	893	893	709	1,269	1,267	1267	2,497	2497	1,449	1,449	1,738	3,000	
	1～3	1,300	700					9,000	1,200	1,800	900	7,000	3,800	
水銀製剤 弐號	4～6	300	300					600	500	800	800	700	700	
	7～9	300	300	200	200	300	300	1,600	1,600	700	700	300	300	
	1～3							1,000	1,000			1,000		
硫酸鉄	4～6	2,000	打切	5,000	5,000	2,000	1,000	30	打切	1,100	打切	7,000	7,000	
粉末混合剤	4～6							7t	10t			150	212	
	10～12											240	240	

		富	山	石	川	福	阜	愛	知	三	重	静	岡
除虫菊エステル乳剤	7～9							2,000				16,000	
精錬硫黄	4～6											60,000	60,000
	7～9											60,000	60,000
	10～12											60,000	60,000
	1～3											120,000	45,000
エチル展着剤	4～6	5,000	5,000					1,000	1,000	3,000	3,000	1,000	1,000
	1～3	2,000		1,000		1,000		1,000				2,000	
マシン油乳剤				5,400						3,420		5,400	5,400
クロールピクリン	4～6	4,743	4,248	4,100	4,191	1,000	1,005	6,100	6,100	2,988	2,988	5,010	5,010
	10～12	1,000	1,000			1,500	1,500	2,000	2,010	1,500	1,500	2,000	2,010
	1～3	1,000	1,005	500	510	2,000	2,010	2,000	2,010	1,000	1,005	2,000	2,010
	4～6			1,000		2,000				1,000		3,000	
生石灰	4～6	20,000		10,000		10,000		30,000		10,000		120,000	
硫酸マガン	1～3											2,000	
硫酸ニコチン	1～3											300	

指定農業薬剤配給制度實施に伴う指導方針(案)

一、配給系路

(1) 生産業者

(イ) 生産業者は卸売業者に販売する。

(ロ) 生産業者が卸売及び小売を兼業するときは、その販売區域は所在縣内に限るものとする。

(2) 販売業者

(イ) 卸売業者

ハ、業者系統は府縣單位に連絡機関を設けしめ委託購入等の方法により荷受け及び配給の円滑を期するよう指導する。

又、農業会系統は全農及び縣農を夫々卸売業者として登録せしめる。

全農、縣農の関係は内部協定せしめる。

3、全農は卸売業を営まんとする都道府縣毎に登録する。

4、卸売業者間の売買は為さしめない方針をとるが已むを得ないときは委託購入をなさしめる。

5 都道府県毎に都道府県及び関係官庁指導の下に(ハ)及び(ニ)を全員とする農薬配給協議会(以称)を設置し業者及び農業会系統の調整を為さしめる。

(ロ) 小売業者

(ハ) 業者系統

小売専業者

卸売と兼業せる小売業者

(ニ) 農業会系統

市町村農業会

(3) 消費者

(イ) 農業者、農事試験場、学校、等農作物及び農産物の病害虫防除のため指定農薬を消費する者とする。

(ロ) 共同防除を行う場合は市町村農業会部落団体等の団体も消費者とみなされる。

(ハ) 配給系路図は別紙)

二 消費者に対する購入可能数量の割当に就て

病害虫の発生は年により、所々により著しい差異があるので、農業薬剤は各農業者に対して一律に割当することは不適当である、既往に於ける病害虫の発生状況、農

薬の使用実績等を　酌して心要の市町村及び農業者に対し重点的に割当することが必要であって一農家が心要不心要に関係なく一握りの農薬の配給を受けるやうな結果にならないよう重点的に割当するものとする。

右割当数量が僅少で農家別割当を不適当とする場合は市町村農業会又は部落農業団体等をして直接防除を行わせる等合理的重点的使用をなすよう指導するものとする。

三、病害虫の突発的発生等の場合に於ける緊急措置

(1)病虫害の突発的発生等の場合に於ては、その発生状況に應じ迅速且つ適切な配給をすることが緊要であるが、配給割当公文書の発給等の手続をとるときは防除の時期を失し不測の損害を招く虞なしとしない。

従ってかような場合には規則第四條第四項但書の規定を適用して配給切符に依らず迅速適切な配給をなすものとする。

(2)この場合当該都市府縣に対する配給割当数量の範囲内であれば地方長官が自由に配給することが出来るが都道府縣に対する配給割当数量を超えて生産業者より譲り受けようとする場合は農林大臣の出荷命令を必要とする。

(3)以上の緊急的措置には現物の裏付けがなければ実効がない。

従而四半期毎の配給割当数量の内から一部を或る期間へ病害虫の突発的発生等の

危険ある期間）保留して、こ性に備えるよう措置するものとする。

四、切符制実施時に於ける在庫品の取扱

(1) 生産業者在庫品

旧配給規則により配給割当した農藥を未出荷のまゝ在庫となつたものは打切り、改て切符制に依る配給に切り替へるものとする。

(2) 全農及び縣農在庫品

卸売業者在庫品として取扱ひ、その後は切符制に依る配給を行うものとする。

(3) 市町村農業会在庫品

消費者団体の在庫品として取扱ふものとする。

五、本配給手続は七月一日より移行するよう至急準備する。

指定農薬配給系統図

（別紙）

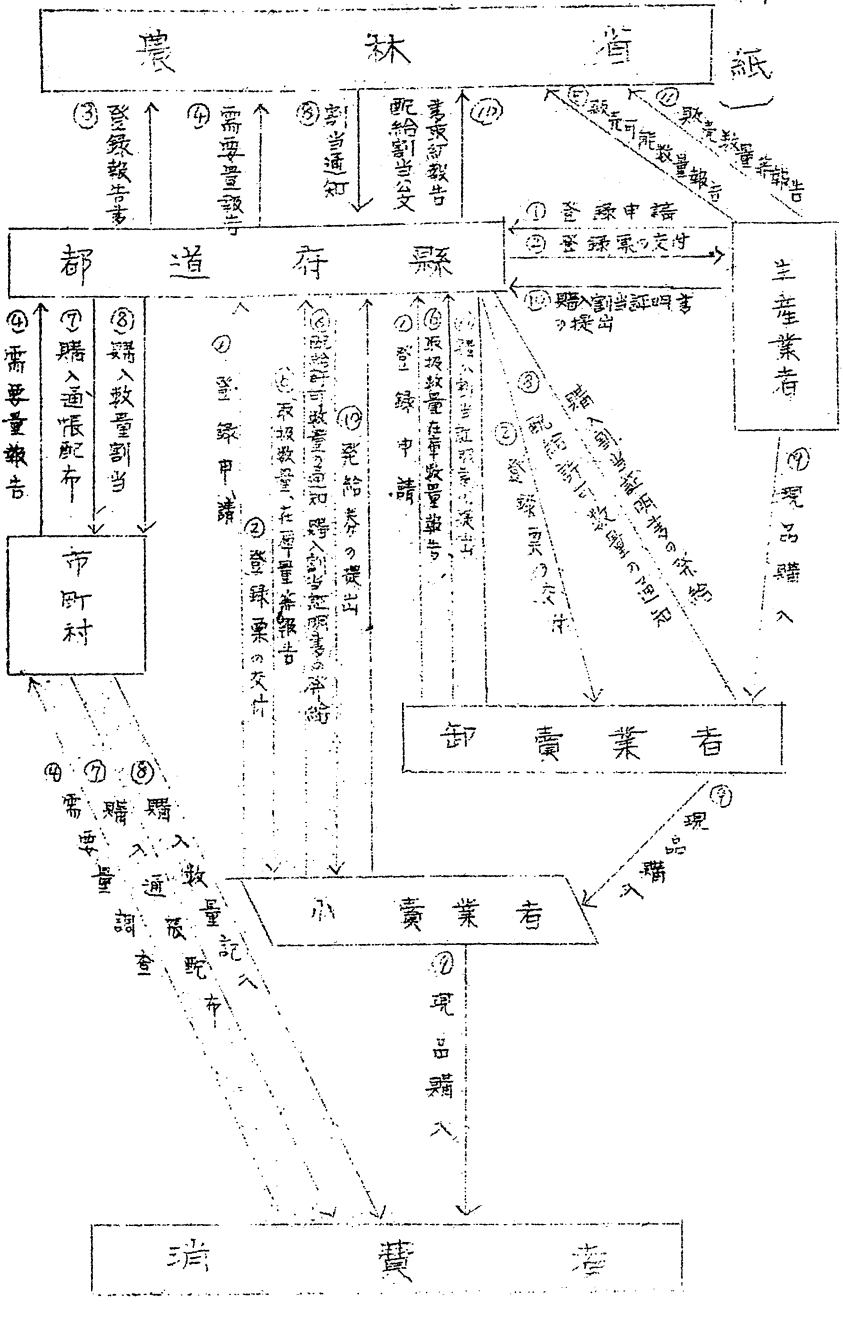

指定農業薬剤配給実施要領（案）

資材部

第一、方針

昭和二十二年二月内閣訓令第三號指定配給物資配給手続規定に基く昭和二十二年農林省令第　號指定配給物資配給規則（以下規則という）別表に掲げる農業薬剤（以下指定農薬という）は同手続規程及び規則に従い配給割当を行うものとし、これが実施にあたっては、指定生産資材割当規則の運用と相俟ち生産の確保を図るもとともに、旧配給機構よりの切換えを適切に行い、以て指定農薬の公正円滑な配給の確保を期するものとする。

第二、要領

一、需要量の調査

規則第三條第一項の割当庶として指定された地方長官は指定農薬について毎年一月より十二月までの消費者別需要量を、前年十月末日までに市町村を通じて調査し、別紙様式第一により同十一月末日までに農林省に報告するものとする。

二、販売可能数量

指定農薬の生産業者及び輸入業者は、毎年四半期の始る二十日前までに、当該四

半期の販売可能数量を別紙様式第二により農林省に報告するものとする。

三、登録

地方長官は、登録申請書の資格能力を充分審査し、弱少業者の濫立をさけること。その要領は概ね左に依るものとする。

(一)葉煙草製造株式會社の株主以外の生産業者の申請に対しては農林省と連絡の上決定するものとする。

(二)さきの企業整備により転廃業した販売業者が新に申請したときは、右以外の新規業者の場合と異り優先的に登録することが必要であるが、その資格及び能力は、右企業整備前の状態並びにその後の変動等を考慮に入れ審査決定するものとする。

(三)生産業者及び販売業者にして、兼業を営まんとする者は、夫々業種別の登録を受けるものとする。

(四)登録票の様式は、別紙様式第三により、都道府縣にて準備するものとし、登録番號は業種別の申請順によるものとする。

(五)登録を実施したときは地方長官は、左の事項を農林省に報告するものとする。

イ)生産業者、

イ、工場所在地
ロ、会社名及び代表者名
ハ、資本金額
ニ、製造業許名、有効成分その他の主要成分の種類及びその含有量、製造方法並びに製造設備
ホ、製造品目、一駆当りの原材料所要量

(四)販売業者
イ、営業所所在地
ロ、営業所名及び代表者名

販売業者については、卸、小売、別に報告するものとする。

四配給割当及び割当公文書の発給

(一)配給割当

農林省は一及び二の報告を基礎として、四半期毎に指定農薬の都道府県別割当(必要あるときは都道府県内の消費部門別割当を行うことがある)をするものとする。

(二)購入割当証明書の発給

(ト)地方長官は販売業者から農林省告示第　號による報告の外必要な事項を報告すべきものとする。

(チ)地方長官は(ロ)の割当数量の範囲内に於て指定農業薬剤別及び販売業種別に配給許可總量を決定し、その範囲内で販売業者に対し、前項の報告による従来の取扱い実績を基礎として規則第八條第三項の配給許可数量の割当をするとともに、これを公表するものとする。

(リ)地方長官は販売業者が指定農薬と引換へた配給割当公文書を基礎として、都道府縣に対する配給割当数量及び前項の配給許可数量の範囲内に於てその購入可能数量を定め、卸売業に対しては別式様式第四により、小売業者に対しては別紙様式第五により、夫々右購入可能数量を記載した購入割当証明書を発給するものとする。

(ヌ)規則により指定農薬の配給を実施する当初の場合、又は新に小売業又は卸売業を営まうとする者に対する場合の購入可能数量は、三の(ニ)に準じて地方長官がこれを定めるものとする。

(ル)前二項によつて購入割当証明書を受領した卸売業者は、生産業者より、小売業者は卸売業者より、夫々その購入割当証明書に記載するところに従い、現品を

譲り受けるものとする。

(三) 配給券の発給

(イ) 地方長官は消費者に対し別紙様式第六による指定農業薬剤購入通帳（以下配給券と云う）を特別の場合を除き市町村を通じて発給するものとする。

(ロ) 地方長官は、四の(二)の(ハ)の決定をしたときは、これを基礎として、配給券による指定農薬の購入可能数量を定め、特別の場合を除き、市町村を通じて消費者に通知するとともに、これを公表するものとする。

(ハ) 前項の通知を受けた消費者は、配給券に記載するところに従い、小売業者より現品を譲り受けるものとする。

(四) 配給割当公文書の提出

(イ) 指定農薬の生産業者及び販売業者は、指定農薬と引換へた配給割当公文書を、これに記載するところに従い当該地方長官に差出し、地方長官は割当期別、種類別に、これに記載された数量を取りまとめ、毎四半期毎に農林省に報告するものとする。

(ロ) 指定農薬の生産業者は、指定農薬と引換へた購入割当証明書に記載された数量を、割当期別、種類別、譲渡先別（都道府県別）に取りまとめ、毎月末までに

農林省に報告するものとする。

五、地方長官が規則第四條第一項但書の規程により大量且つ突発的な災害発生に際し、配給割当公文書によらない配給をした時は、その品目、数量、時期、配給地域等を直ちに農林省に報告すること。

但し四の(一)の都道府縣別割当を超へて生産業者より譲り受けようとするとき、その他緊急已むを得ないときは、規則第十五條による農林大臣の出荷命令によること。

別紙様式　第一の(一)

農薬需要量報告書

昭和　年度分　都道府県庁名

薬剤名	単位	米	麦	甘藷	馬鈴薯	果樹	蔬菜	その他	合計

別紙様式　第一の(二)

農薬需要量報告書

昭和　年度分　都道府県庁名

作物名						
病害虫名						
使用薬剤名						
防除延面積	面積					
	同上説明					
所要量						
算出基礎						
使用時間						

別紙様式　第二

農薬販売可能数量報告書（昭和　年第　四半期）　生産又は輸入業者名

薬剤名	単位	前期末在庫量	本期生産又は輸入予定量			本期販売可能数量	前期実績		本期生産に必要な条件及び最悪事態における生産予定量
			月	月	月		生産量	販売量	

備考

前期実績は当該期の最後の日は確定量を記入し、内数を括弧内に記入のこと。

本期生産に必要な条件は原材料の入手見込み其の他の条件を記入し現状より予想される最悪の場合の生産予定量も併記のこと。

別紙様式 第三

登録番號

指定農業藥劑（生産／卸賣／小賣）業者登録票

一、營業者の種類　○○業
二、取扱品目
三、取賣區域
四、營業所の所在地
五、營業者の氏名又は名称

昭和　年　月　日

割當廳名

印

農林省認定農業藥劑一覽表（第一回分）

製造者名	工場名	工場所在地	製品名
日本特殊農藥製造株式会社	令工場	東京都南多摩郡横山村散田三三ノ二	ウスプルン（水銀製劑一号） セレサン（塗抹用水銀製劑一号）
柳井工業株式會社	山口製藥場	山口縣玖珂郡柳井町字柳井五八ノ四	石灰硫黄合劑
日商貿易株式會社	令工場	小倉市上到津本町三ノ六九	デリス粉 二
大同除虫菊株式會社	賛島工場	和歌山縣有田郡箕島町箕島	除虫菊粉
	新堂場	和歌山縣有田郡箕島町新堂	除虫菊エキス六 除虫菊乳劑 三
	星尾工場	和歌山縣有田郡保田村辻堂	除虫菊乳劑 一五
清玉石灰硫黄合劑製造所	栗橋場	埼玉縣栗橋町	石灰硫黄合劑
長岡駆虫劑製造株式會社	川越工場	川越市小仙波町	除虫菊エキス六、除虫菊粉、ピレオール（除虫菊乳劑三） ピレサイド（除虫菊乳劑一五）
	田中工場	兵庫縣武庫郡本山村田中一四	
	土山工場	兵庫縣加古郡平田村大山一七〇	
石原製藥株式會社	全工場	京都市下京區吉祥院西浦町一九	デリス粉 二

帝國除虫菊株式會社	本社工場	和歌山縣有田郡箕島町箕島一〇一	除虫菊乳剤一、五。除虫菊粉
	小豆島工場	和歌山縣有田郡箕島町小豆島九二	除虫菊乳剤 三。石灰硫黄合
	和歌山工場	和歌山市小雜貨四六一	除虫菊エキス六。
大下回春堂	フマキラー工場	廣島縣安佐郡祇園町二六七	フマキユラー乳剤(除虫菊乳剤三)
生口農村工場業販売 購売利用組合聯合会	仝工場	廣島縣豊田郡瀬戸田町大字沢二二六ノ五	除虫菊粉、
日本農藥株式會社	仝工場	大阪市西淀川區佃町五丁目八	砒酸鉛。砒酸石灰。デリス乳剤。デリス粉二。粉末ソーダ合剤。石灰硫黄合剤。ラバヤト(永和硫黄剤)。柳子油展着剤
大日本除虫菊株式會社	大阪工場	大阪府豊能郡庄内町島江	除虫菊粉。除虫菊エキス六、除虫菊乳剤。
合資會社 三笠商會	甘木工場	福岡縣朝倉郡甘木町二三四三ノ一	粉末ソーダ合剤。液体ソーダ合剤、砒酸石灰。石灰硫黄合剤
内外除虫菊株式會社	化学工場	和歌山縣有田郡箕島町新堂	フ除虫菊粉。除虫菊エキス六。除虫菊乳剤一、五。除虫菊乳剤三。
伴野農藥製造所	仝工場	靜岡市春日町二丁目	石灰硫黄合剤。粉末ソーダ合剤。液体ソーダ合剤。
大同農藥株式會社	戸ヶ崎工場	埼玉縣北葛飾郡東和村戸ヶ崎三二二三	井加砒酸石灰。
日本鉱業株式會社	佐賀関製錬所	大分縣北海部郡佐賀関町	砒酸鉛
嘉宝物産株式會社	農藥工場	兵庫縣川辺郡園田村大字上食満	除虫菊乳剤一、五

製造者名	工場名	工場所在地	製品名
東亜農藥株式會社	横浜工場	横浜市港北區川和町二五五、	砒酸鉛、砒酸石灰、銅製剤三号、低含銅製剤、粉末ソーダ合剤、液体ソーダ合剤、エステル展着剤、
	京都工場	京都市伏見區竹田中島町一〇一	除虫菊乳剤三、除虫菊乳剤一、五、除虫菊エキス式、デリス粉二、銅製剤三号、エステル展着剤、除虫菊エステル乳剤、
	大阪工場	大阪府泉北郡和泉村府中一、二三一	石灰硫黄合剤、粉末ソーダ合剤、液体ソーダ合剤、
日産化学工業株式會社	王子工場	東京都北区豊島五丁目四ノ五	銅製剤一号、石灰硫黄合剤、
	永下川工場	東京都隅田区向島吾嬬町東八丁目七	砒酸鉛、砒酸石灰、砒酸鉄、砒酸マンガン、
	大和田工場	大阪市西淀川区大和田町九二五、	砒酸マンガン、除虫菊エステル乳剤
	城東工場	大阪市城東区放出町一、二〇二	油脂展着剤
	函館工場	函館市北浜町二八、	除虫菊エステル乳剤
三井物産株式會社物資部 農藥研究所	農藥研究所 鳴子工場	宮城縣玉造郡鳴子町大畑	水和硫黄剤
鹿児島化学工業株式會社	郡元工場	鹿児島市郡元町八八〇	砒酸石灰、石炭硫黄合剤、
	稲荷町工場	鹿児島市稲荷町	除虫菊粉
	播磨工場	兵庫縣加古郡野口村	粉末ソーダ合剤、液体ソーダ合剤、

製造者名	工場名	工場所在地	製品名
帝国化学株式會社	小工場	福島市栄町四	石灰硫黄合剤
タキイ農薬工業株式會社	十條工場	京都市下京區西九條豊田所四	デリス粉二、
三明化学株式會社	小工場	東京都品川區東大崎五ノ三八	除虫菊乳剤一、五
三共株式會社	野洲川工場	滋賀縣野洲郡野洲町大字野洲一ノ四一	クボイド（銅製剤二号） ソイド（水和硫黄剤、有機銅製剤 デリス粉二、デリス乳剤、 メルクロン（水銀製剤二号）
佃製薬所	小工場	大阪工場	大阪市西淀川區佃町七九七、	石灰硫黄合剤
皇国化学株式會社	小工場	山形縣南村山郡上山町裏町五一〇	水和硫黄剤
有限會社群馬農薬製造所	小工場	前橋市天川町四〇〇、	石灰硫黄合剤
有限會社海野工場	小工場	長野縣更級郡篠井町八〇八	石灰硫黄合剤
佐賀産業株式會社	福岡工場	山形縣北村山郡楯岡町新町九二	石灰硫黄合剤
大島化学研究所	小工場	群馬縣碓氷郡安中町 当時ベントナイト製造所内	石灰硫黄合剤 低含銅製剤

全國農業會

	全農佐賀農藥工場	佐賀市神野町西神野九六八	石灰硫黃合剤
青森縣農業會	三戸工場	青森縣三戸郡三戸町	
	五所川原工場	青森縣北郡五所川原町	
	八戸工場	八戸市小中野町諏訪	石灰硫黃合剤
	黑石工場	青森縣南郡山形村旺再亞	
	板柳第一工場	青森縣北郡板柳町	
	板柳第二工場	青森縣北郡板柳町	
秋田縣農業會	雄平農村工場	秋田縣平鹿郡増田町伊勢堂南八二	石灰硫黃合剤
岩手縣農業會	盛岡工場	盛岡市仙北町	石灰硫黃合剤
北海道農業會	江部乙工場	北海道雨龍郡江部乙	石灰硫黃合剤
	余市工場	北海道雨龍郡余市町	
	琴似工場	北海道札幌市外琴似町	
	豊平工場	札幌市豊平町大字月寒村	
	音江工場	北海道空地郡音江村音江五三	
靜岡縣農業會	庵原農藥工場	靜岡縣清水市永樂町七五	石灰硫黃合剤

農藥主任官會議出席者名簿（順序不同）

昭和二十二年六月十一日　於靜岡縣伊豆長岡町

縣名	官職	氏名
農林省	農産課	上遠章
〃	資材課	井上菅次
〃	園試	田中彰一
〃	農試	明日山秀文
〃	〃	鈴木照磨
〃	靜岡資材調整事務所	梶洋
全口農業会	本部資材局	茂木正夫
〃	東海北陸支部	西頭靜男
〃	〃	宮坂末作
〃	〃	德永慎一
〃	〃	大野正輝
愛知縣	縣庁	太田幸好
〃	農試	岩瀨茂基
〃	縣農	上谷敬一
〃	〃	武藤栄一
三重縣	縣庁	前田考二
〃	農試	戎子田雄
〃	縣農	山川六郎
富山縣	縣庁	藤畑孝正
〃	農試	関谷英夫
〃	縣農	天池七次
岐阜縣	縣庁	竹中政夫
〃	農試	曽我栄之助
〃	縣農	河井靜朗
靜岡縣	縣庁	石川和
〃	農試	河合一郎
〃	縣農	林令三
〃	〃	鈴木清一
〃	〃	西ヶ谷重弓
〃	〃	天野悦平
〃	〃	池田金吾
〃	〃	森本健太郎
〃	〃	平岡博明
〃	〃	佐藤與一

P
4-5
913